

児童扶養手当



ひとり親家庭等に対し、所得限度額表に基づいて手当を支給しています。

【支給額】

手当額	全部支給	一部支給	全部停止
第1子	月48,050円	月48,040～11,340円	0円
第2子以降	月11,350円	月11,340～ 5,680円	0円

【支給月】

該当月	支給日	該当月	支給日	該当月	支給日
3～4月分	5/11	7～8月分	9/11	11～12月分	1/8
5～6月分	7/10	9～10月分	11/11	1～2月分	3/11

【受給資格】

柏市に居住し、次の条件に当てはまる18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童を監護しているひとり親または児童の養育者。

※国籍の要件はありませんが、外国籍のかたは一定の在留資格があるかたに限ります。

- 父母が離婚した後、父（または母）と一緒に生活をしていない児童
- 父（または母）が死亡したり、生死が明らかでない児童
- 父（または母）が重度の障害の状態にある児童（詳しくはお問い合わせください）
- 父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- その他法令の定めによるもの（未婚等）など

次のような場合は受給資格がありません。

- 日本国内に住所がないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- 児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき

【支給の制限】

受給資格があっても、手当の一部または全部が停止される場合があります。

- 公的年金等（遺族年金や障害年金、労災による遺族補償等）の受給がある場合
- 受給資格者及び扶養義務者等の所得が下表の所得より多い場合

【所得限度額表】

税法上の 扶養親族	本人（受給資格者）		同居の直系血族等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満



児童手当

【対象者】

支給対象は日本国内にお住まいで、0歳～高校3年生相当年齢（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育しているかた

【支給月額】

0歳～3歳未満		3歳～高校生	
第1～2子	第3子以降	第1～2子	第3子以降
15,000円	30,000円	10,000円	30,000円

詳細は
こちらから



※第3子以降となるかどうかの判定の際には、22歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（親等の経済的負担がある場合に限る）の人数により判定します。

【支給時期】 年6回（偶数月）

児童手当・子ども医療費給付窓口 04-7128-9923

通院・入院、おくすりの助成

ひとり親家庭等医療費等助成

18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童及びその保護者のかたの入院・通院・調剤などの保険適用分が対象です。

子ども	【自己負担額】 全て無料
保護者など	【自己負担額】 課税世帯のかた：入院1日300円 通院1回300円 調剤無料 非課税世帯のかた：全て無料

詳細は
こちらから



- ※一定の障害の状態にあるかたは20歳の誕生日の前日まで。
- ※事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります。
- ※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給します。

こども福祉課
04-7167-1595

子ども医療費助成制度

0歳～高校3年生相当年齢の児童の医療費を助成します。（事前登録が必要です）

助成対象	保護者の自己負担額
通院・入院 保険調剤 入院中の食事療養費 （標準負担額）	通院＝1回300円 入院＝1日300円 保険調剤＝無料 ※市区町村民税所得割非課税世帯の自己負担額は無料 【月額上限】 同一月、同一医療機関について入院11日以降、通院6回目以降の自己負担額が無料（令和5年8月受診分から）

※ひとり親家庭等医療費を受給されている場合：子ども医療費助成受給券は発行されません。ひとり親家庭等医療費等助成受給券をご利用ください。

※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給します。

児童手当・子ども医療費給付窓口 04-7128-9923

詳細は
こちらから



J R 定期券割引券を発行しています

児童扶養手当受給者及び同一世帯のかたを対象に、J R 東日本の通勤定期券の「割引券」をこども福祉課で発券しています。※学生割引との併用はできません。

必要書類	児童扶養手当証書、顔写真(縦4×横3cm)
申請方法	窓口で申請書を記入してください。郵送でも提出可

詳細は
こちらから



こども福祉課 04-7167-1595

親を亡くした児童への手当

遺児等養育手当

父母のいずれかを亡くした児童、両親とも亡くした児童（中学校卒業まで）を対象に支給されます。（事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります）

支 給	乳幼児	小学生	中学生
月 額	8,000円	8,500円	9,000円

詳細は
こちらから



こども福祉課 04-7167-1595

交通遺児援護基金

交通事故を原因として遺児等養育手当を受給しているかたを対象に、各種援護金を支給しています。

柏市社会福祉協議会 04-7163-1234

詳細は
こちらから



お得なサービスが受けられます

チーパス

協賛店で提示すると、お得なサービスを受けることができるカードです。

対 象	千葉県在住で、18歳未満のお子さままたは妊娠しているかたがいるご家庭。 ※18歳を迎えた最初の3月31日まで使用可
配 布	市役所や近隣センターなどで配布しています。 電子版チーパスもご利用いただけます。



子育て支援課 04-7168-1034

電子版チーパスは
二次元コードから



かしわファミリー・サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の「かしわファミリー・サポート・センター」の利用料を半額助成します。（※利用には、事前に登録が必要です。所得制限があります）



利用時間	利用料 (1時間あたり)	利用料助成を 使うと…
平日(7:00~20:00)	700円	350円
上記以外の時間と年末年始	900円	450円

託児はこちらから

かしわファミリー・サポート・センター
04-7190-5225

利用料助成の登録はこちらから

こども福祉課 04-7167-1595

保育料の負担軽減

保育料は保護者の所得（市民税所得割額）を基に算出されます。
ひとり親世帯は所得によって保育料の軽減があります。

条件	軽減措置
生活保護世帯・里親	無料
市民税非課税	無料
市民税均等割のみ ～所得割額77,100円	第1子 半額 (半額が9,000円を超える場合は9,000円) 第2子以降 無料
所得割額77,101円以上	生計を一にする兄・姉がいる 第2子 半額・第3子 無料

※父母の市民税所得割が非課税で、父母の年収が「120万円未満」又は「3ヶ月以上連続して月収10万円未満」の場合は、同居する祖父母等（直系親族に限る）のうち最も市民税所得割額が高い方の所得割額を合算して決定します。

※軽減後の保育料は、10円未満切り捨て

保育運営課 04-7167-1137

保育料金ははこちらから



アフタースクールまたはこどもルームの利用料の負担軽減

所得などに応じて、利用料の軽減があります。

条件	軽減後の月額利用料 ※8月のみ()内	
	A・Bプラン 17時まで利用	Cプラン 19時まで利用
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円	0円
市民税均等割のみの世帯 就学援助・特別支援教育就学奨励費認定世帯	1,000円 (2,000円)	2,000円

アフタースクール課 04-7192-8045

ひとり親控除・寡婦控除

控除を受けるためには、年末調整または確定申告で申告が必要です。
要件に該当している場合でも、申告をしなければ控除は適用されませんのでご注意ください。

		ひとり親控除	寡婦控除
対象となる人		● 婚姻していない、または配偶者の生死が不明 ● 事実上の婚姻関係と認められる方がいない	● 離婚または死別後、婚姻していないか、夫の生死が不明 ● 事実上の婚姻関係と認められる方がいない ● その年の12月31日時点でひとり親控除の対象に該当しない
要件	婚姻歴	不問	あり
	性別	不問	女性のみ
	扶養	同一生計で、総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子どもがいる	扶養親族がいる (離婚の場合、死別・生死不明の場合は扶養親族の有無は不問)
	所得	合計所得金額500万円以下	合計所得金額500万円以下
控除額		住民税：30万円 所得税：35万円	住民税：26万円 所得税：27万円

市民税課 04-7167-1124

国民健康保険料の軽減・減免

前年中の所得が一定基準以下の世帯のかたへの軽減

申請不要

所得の基準に応じて保険料の一部を申請不要で軽減します。軽減には、世帯主及び加入者全員の前年所得が申告されている必要があります。

子どもに係る均等割額の軽減

申請不要

未就学児及び18歳未満のかたの保険料の一部をそれぞれ申請不要で軽減します。

産前産後期間の保険料免除

申請が必要な場合あり

国民健康保険に加入しているかたが出産する場合、そのかたの産前産後期間（4か月分。多胎妊娠の場合は6か月）の保険料を免除します。柏市国民健康保険出産育児一時金支給対象者は申請不要です。支給対象でないかたは、別途申請が必要です。

保険年金課 04-7191-2594

詳細は
こちらから



国民年金保険料の免除

第1号保険者（厚生年金などに加入していない20～59歳のかた（自営業など））で、収入の減少や失業といった経済的な理由により国民年金保険料を納めることが難しい場合、申請し承認されることで保険料の免除・納付猶予を受けることができます。



種類	内容
申請免除・納付猶予	一定以下の所得の場合
失業等による特例免除	退職・廃業（休業）による失業などで保険料の納付が難しい場合
学生納付特例	学生のかたは、保険料の納付が猶予（先送り）されます
産前産後期間の免除	第1号被保険者が出産すると、出産前後の一定期間の保険料が全額免除されます。
法定免除	●1～2級の障害基礎年金や障害厚生（共済）年金を受けているかた ●生活保護法による「生活扶助」を受けているかた（外国籍のかたは除く） ●国立ハンセン病療養所などに入所しているかた

※令和8年10月から子が1歳になるまでの育児免除制度が始まります

国民年金室 04-7167-1130

対象になるか確認しよう。 市民税額の確認方法

- 【1】 市民税・県民税が給与から引かれている方
6月頃に職場から配布される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認できます。
- 【2】 市民税・県民税を納付書又は口座振替で納めている方
6月頃に市から通知される「市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」で確認できます。
- 【3】 マイナンバーカードをお持ちの方
マイナポータルから確認できます。
※最新の情報は、毎年7月頃に更新されます。
- 【4】 上記以外の確認方法として、「課税・非課税証明書」があります。
課税・非課税証明書は本庁舎、沼南支所、お近くの出張所で発行できます。
※証明書は、1通につき300円の発行手数料が発生いたします。
詳しくは、柏市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



詳細については市民税課まで 04-7168-1612